

資料 7-1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の土砂基準

| 項 目 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|-------------------|---|--|
| カドミウム | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下 | 日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。） |
| 有機燐 ^{りん} | 検液中に検出されないこと。 | 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法） |
| 鉛 | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下 | 規格K0102の65.2に定める方法 |
| 砒素 | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき 15mg 未満 | 検液中濃度に係るものにおいては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにおいては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法 |
| 総水銀 | 検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下 | 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 環境基準告示付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき 125mg 未満 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1 ℓにつき 1mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液 1 ℓにつき 0.03mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下 | 環境基準告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下 | 環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下 | 環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| ふっ素 | 検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下 | 規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液 1 ℓにつき 1mg 以下 | 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法 |

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにおいては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐^{りん}」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 7-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の水質基準

| 項 目 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|--------------------|---|--|
| カドミウム | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0102の55に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 有機 ^{りん} 燐 | 検出されないこと。 | 排水基準告示付表1に掲げる方法 |
| 鉛 | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 1ℓにつき0.05mg以下 | 規格K0102の65.2に定める方法 |
| 砒素 | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法 |
| 総水銀 | 1ℓにつき0.0005mg以下 | 環境基準告示付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 環境基準告示付表2に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 環境基準告示付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1mg以下 | 規格K0102の52に定める方法 |
| ジクロロメタン | 1ℓにつき0.02mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 1ℓにつき0.002mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 1ℓにつき0.004mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1ℓにつき0.02mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 1ℓにつき0.04mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1ℓにつき1mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 1ℓにつき0.006mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 1ℓにつき0.03mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 1ℓにつき0.002mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 1ℓにつき0.006mg以下 | 環境基準告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 1ℓにつき0.003mg以下 | 環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 1ℓにつき0.02mg以下 | 環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 1ℓにつき0.01mg以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| ふっ素 | 1ℓにつき0.8mg以下 | 規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注 ⁶)第3文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1ℓにつき1mg以下 | 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法 |

備考

- この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料7-3 土壌汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

| 特定有害物質 | | 地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準 | 直接摂取によるリスク 土壌含有量基準 |
|---------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------------------|
| 第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質 | 四塩化炭素 | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること | - |
| | 1,2-ジクロロエタン | 検液1ℓにつき0.004mg以下であること | - |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること | - |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.04mg以下であること | - |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること | - |
| | ジクロロメタン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること | - |
| | テトラクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | - |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき1mg以下であること | - |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること | - |
| | トリクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.03mg以下であること | - |
| | ベンゼン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | - |
| 第2種 重金属等 特定有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| | 六価クロム化合物 | 検液1ℓにつき0.05mg以下であること | 土壌1kgにつき250mg以下であること |
| | シアン化合物 | 検液中に検出されないこと | 遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること |
| | 水銀及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること | 土壌1kgにつき15mg以下であること |
| | うちアルキル水銀 | 検液中に検出されないこと | - |
| | セレン及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| | 鉛及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| | 砒素及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| | ふっ素及びその化合物 | 検液1ℓにつき0.8mg以下であること | 土壌1kgにつき4,000mg以下であること |
| | ほう素及びその化合物 | 検液1ℓにつき1mg以下であること | 土壌1kgにつき4,000mg以下であること |
| 第3種 農薬等 特定有害物質 | シマジン | 検液1ℓにつき0.003mg以下であること | - |
| | チウラム | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること | - |
| | チオベンカルブ | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること | - |
| | PCB | 検液中に検出されないこと | - |
| | 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと | - |